

第3回定例会の議決結果 意見の分かれた議案等

議案番号	件名	結果	自・未	公	明	共 産	民・無	無 品	ネッ	無所属議員 (50音順)		
			(11)	(8)	(8)	(5)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)	
75	品川区立保育所条例の一部を改正する条例	可決	○	○	×	○	○	○	○	○	○	※1
76	品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	×	○	○	○	○	○	○	※1
78	品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	×	○	○	×	○	○	○	※1
	平成29年度品川区一般会計歳入歳出決算	認定	○	○	×	○	○	○	○	○	○	※1
	平成29年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算	認定	○	○	×	○	○	○	○	○	○	※1
	平成29年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	×	○	○	○	○	○	○	※1
	平成29年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	×	○	○	○	○	○	○	※1
議員提出 3	議会の正常化に関する決議（決議文を以下に掲載）	可決	無記名投票の結果、賛成20票、反対10票、棄権7票の賛成多数で可決しました。議決に加わった議員数は、37名です。議長は議案の当事者のため退室し、副議長は議長の職務を行ったため、議決には加わりませんでした。									

○…賛成 ×…反対（数字）は所属議員数 無所属議員は左から氏名の50音順で表記しています。

※1…議長のため、議決に加わりません。

●会派名は次の略語で記載しています。

自・未……品川区議会自民党・子ども未来 公明……品川区議会公明党 共産……日本共産党品川区議団
民・無……国民民主党・無所属クラブ 無品……無所属品川 ネット……品川・生活者ネットワーク

【議員提出第3号議案】

議会の正常化に関する決議

品川区議会は、本年5月29日の第1回臨時会において、松澤利行議長に対する「議長の不信任に関する決議」を可決決定し、さらに本年7月11日の第2回定例会最終日には「松澤利行議長の辞職を求める決議」を可決決定した。議長は再三にわたる議会決定に従うことなく議長職にとどまり続けた。さらに本年8月24日の第2回臨時会において「松澤利行議長の辞任を求める決議」を可決決定し、今定例会までに議長職を辞するよう求めてきた。決議は無記名投票で26対9をもって可決決定したにもかかわらず、未だ辞職していない。この間の当区議会の議決に対する議長の態度は、議会の意思決定に従わず議会制民主主義を冒瀆するものであり甚だ理解し難いところである。

我々区議会議員は品川区民の代表として区民生活に直結する課題解決に全力で取り組む責務を負っていることは言うまでもない。重要議案等の審議は迅速に滞りなく行わなければならない。本来であれば速やかに議長が辞職のうえ議会の正常化に期すべきことを重ねて強く求めるところであるが、こうした重大な責務を果たすことを最優先し、今定例会以降の会議については、現議長のもとではあるが、区民生活向上のため、引き続き与えられた使命を全うすべく区政の課題に取り組んでいく。

以上、決議する。

平成30年10月25日

品 川 区 議 会

第3回定例会の議決結果 全会一致で可決・認定した議案等

議案番号	件名
74	平成30年度品川区一般会計補正予算（2～3ページに説明を掲載）
77	品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
79	品川区手数料条例の一部を改正する条例
80	品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
81	指定管理者の指定について（品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設）
82	副区長の選任同意について（桑村 正敏 氏）
	平成29年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算
議員提出 4	固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書（意見書を以下に掲載）

選挙管理委員および選挙管理委員補充員の選挙を行いました

10月26日、本会議場において品川区選挙管理委員および同補充員の選挙が行われ、次の各氏が当選されました。

選挙管理委員 塚本 利光 氏 三上 博志 氏 宮尾 裕幸 氏 本間 隆 氏
同補充員 西元 毅 氏 山路 良成 氏 藤根 夏夫 氏 奥山 晃 氏

【議員提出第4号議案】

固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

内閣府による平成30年10月公表の月別経済報告において、「景気は、緩やかに回復している」とされたものの、区内の小規模事業者の経営状況が十分に改善していると言え難く、景気回復の実感は薄い。

このような状況の中で、東京都が実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」は、厳しい経営環境下に置かれている小規模事業者にとっても、事業の継続や経営の健全化への大きな支えとなっている。

東京都がこれらの軽減措置を廃止すれば、小規模事業者の経済的・心理的負担は極めて大きく、回復基調にある景気に与える影響が強く危惧される。

よって、品川区議会は東京都に対し、下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を平成31年度以降も継続すること
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を平成31年度以降も継続すること
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を平成31年度以降も継続すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年11月21日

東京都知事 小池 百合子 様

品川区議会議長 松澤 利行